

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、社業の発展を通じて地域社会に貢献するとともに、企業を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者から信頼が得られるよう、経営の効率性、透明性、健全性、迅速性が確保できる経営体制の確立に取り組むことを基本方針としております。

当社は、取締役会の監督機能をさらに強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。取締役9名中独立社外取締役を4名として経営監督機能強化に取り組むとともに、経営の効率性、透明性、健全性の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【対象コード】

プライム市場向けの内容を含めた、2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則2-4-1 中核人材の多様性確保についての測定可能な目標】

当社は、性別・国籍・信条・社会的身分等によらない積極的な採用活動を継続し、中途採用者を含め優秀な人材は性別・年齢を問わず積極的に登用することとしておりますが、建設業界における慢性的な人手不足と高齢化により、現状において測定可能な目標を示すことは困難と考えております。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社における外国人株主比率を踏まえ、英語版のIRサイトを開設し四半期ごとの決算短信と株主総会招集通知の英語版を開示しております。また、第11期有価証券報告書から英語版を開示することとしております。その他の資料につきましては、今後の外国人株主比率の状況に応じ検討することとしております。

【補充原則3-1-3 気候変動に係る影響、TCFD又は同等の枠組みに基づく開示】

気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響についての分析等、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示につきましては、取り組みを開始しております。

【補充原則4-10-1 指名委員会・報酬委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等の開示】

当社は、任意の諮問機関として、監査等委員でない独立社外取締役2名が構成メンバーの過半数を占める「指名検討会議」「報酬検討会議」を設置しております。独立社外取締役は、取締役の指名(後継者計画を含む)・報酬等について、多様性やスキルの観点を含め、独立した立場から公正かつ適切な関与・助言を行っております。当該諮問機関の独立性に関する考え方、権限、役割等の開示につきましては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【対象コード】

プライム市場向けの内容を含めた、2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。このため政策保有株式の縮減に関する方針・考え方、議決権行使の基準についても設けておりません。

今後、保有の必要性が発生した際には、取締役会において保有目的や経済合理性等について十分な検証と審議を行うこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社関係者や主要株主がその立場を濫用し、会社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するため、関連当事者間取引及び取締役の競業取引・利益相反取引につきましては厳格な運用を行っております。

そのため、これらの取引を行う場合は、取締役会の事前承認を要する旨を「取締役会規程」に定めております。具台的な案件が見込まれる場合には、効果や代替案等について検討し、取引の妥当性及び経済合理性が認められるものに限り、承認します。

【補充原則2-4-1】

当社は、性別・国籍・信条・社会的身分等によらない積極的な採用活動を継続し、中途採用者を含め優秀な人材は性別・年齢を問わず積極的に登用することとしておりますが、建設業界における慢性的な人手不足と高齢化により、現状において測定可能な目標を示すことは困難と考えております。

また当社は、社内研修や外部講習による人材育成及び資格取得支援制度の拡充により社内人材の育成に継続的に取り組むほか、働き方改革を

推進し業務効率化と魅力ある職場環境づくりに取り組むこととしており、これらの方針は中期経営計画にて開示しております。
なお、当社の2022年5月末日現在の女性役員23名中、取締役1名、執行役員1名、管理職は6名となっております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとして機能発揮】

当社は、企業年金の制度がございません。従いまして、本件に関しまして当社の財政状況に対するリスクが生じることはありません。将来、導入を検討する場合がございますら運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

- () 当社の社是・経営理念、経営戦略及び経営計画につきましては、当社のウェブサイトや中期経営計画にてご紹介しております。また、経営戦略及び経営計画につきましては、適宜開催する決算説明会に使用する決算説明資料において概要及び進捗等について説明しております。
- () コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示し、当社ウェブサイトにも掲載しております。
- () 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針と手続きについて、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。
- () 取締役会は、取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合、取締役の解任の方針と手続きを決定いたします。取締役候補者の指名の方針とその手続きについては、株主総会招集通知にて開示しております。
- () 取締役候補者の選任・指名理由につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社は、取締役会にて「サステナビリティ方針」を定め、中期経営計画及び当社ウェブサイトにて開示しております。当該方針のもと、原則2 - 3 及び補充原則2 - 3 に記載のとおり各種取組んでおります。
人的資本への投資につきましては、積極的な人材採用と幹部登用、研修や各種支援制度等による社員一人一人の成長サポートを継続的に実施しております。
また、当社は、研究開発による新たな価値創出が当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に必要不可欠であると認識しており、共同研究や産学連携等による成果や商標等の出願により、知的財産権の確保を図っております。
なお、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響についての分析等、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示につきましては、取り組みを開始しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定める重要事項を除く業務執行について、その意思決定を業務執行取締役委任し、業務執行の機動性と柔軟性を確保しております。
各取締役の管掌業務については、当社ウェブサイト、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に則り、独立社外取締役の独立性判断基準を設け、当該基準に基づき独立社外取締役候補者の選定を行っております。独立性判断基準につきましては、招集通知に記載しております。
独立社外取締役候補者の選定に当たっては、株主意見の代弁者であるとの認識のもと、客観的な視点より、率直・活発で建設的な検討への貢献があると期待できる人材を選定しております。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社の取締役9名のうち独立社外取締役は4名であり、取締役会の過半数には達していません。当社は、任意の諮問機関として、監査等委員でない独立社外取締役2名が構成メンバーの過半数を占める「指名検討会議」「報酬検討会議」を設置しております。独立社外取締役は、取締役の指名(後継者計画を含む)・報酬等について、多様性やスキルの観点を含め、独立した立場から公正かつ適切な関与・助言を行っております。当該諮問機関の独立性に関する考え方、権限、役割等の開示につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会の構成は、多様性のほか、その役割・責務を実効的に果たすための取締役会全体のスキルを総合的に評価のうえ、適正規模の人員数となるよう人選することとしております。独立社外取締役には、当社以外での企業経営経験を有する者が含まれるよう人選することとし、監査等委員には、財務、会計、法務に関する見識を有する者を選定することとしております。
当社の取締役の選任に関する方針・手続ならびにスキル・マトリックスについては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、「役員規程」により取締役会の承認を得ずに他社の役員を兼任することを禁じております。
取締役より兼任の申入れがあった場合は、当社の業務への影響など、当社の取締役としての責務が適切に果たせるかを判断基準としております。
なお、当社取締役の他社での兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会全体の実効性の分析・評価については、取締役に対するアンケートの実施や自己評価に対する取締役間の相互評価等を踏まえ実施しており、評価結果は、当社ウェブサイト、IRページ(<https://www.1st-corp.com/ir/>)に開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役に対するトレーニングの方針につきましては、当社ウェブサイト、IRページ(<https://www.1st-corp.com/ir/>)に開示しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「ディスクロージャーポリシー」を定めており、当社ウェブサイトにて開示しております。
また、IR担当部門を経営企画室、経営企画室長を担当窓口として適宜説明会を開催するとともに、投資家様及びメディア各社の取材要請にも積極的に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村 利秋	2,103,560	17.34
飯田 一樹	1,335,000	11.01
株式会社中村	1,099,520	9.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	698,700	5.76
齋藤 みさを	510,000	4.20
株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)	288,000	2.37
中村 莉紗	195,600	1.61
中村 建二	195,600	1.61
堀口 忠美	195,400	1.61
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	83,000	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	5月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤本 聡	他の会社の出身者											
林 淳二	他の会社の出身者											
諸橋 隆章	他の会社の出身者											
植野 和宏	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 聡			藤本聡氏は、当社の取引銀行である(株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)の出身であります。	藤本聡氏は金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督頂くとともに有益な意見を頂いております。 同氏は引き続き経営への助言や業務遂行に対する適切な監督等の職務を果たして頂けると期待できることから、選任しております。
林 淳二			林淳二氏は、(株)ランドラボの代表取締役であります。同社との間には過去に業務委託契約を締結してはありますが、その取引額は軽微であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	林淳二氏は不動産業界や事業会社における豊富な経験と高い知見を有しておられ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督頂くとともに、有益な意見を頂いております。 同氏は引き続き経営への助言や業務遂行に対する適切な監督等の職務を果たして頂けると期待できることから、選任しております。

諸橋 隆章				諸橋隆章氏は弁護士として企業法務に関する深い知識と豊富な専門的知見を有しておられ、社外監査役として、当社の経営を適切に監督頂くともに有益な意見を頂いております。同氏は引き続き経営に対する適切な助言、監督を行って頂けると期待できると判断したため、選任しております。
植野 和宏				植野和宏氏は公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な専門知識と経験を有しておられ、同氏が有する豊富な知識、経験等を取締役会の監査・監督に活かして頂くことが期待できると判断したため、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、使用人を配置しております。当該使用人は、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けず監査等委員会の指揮命令に従うものとし、人事異動・人事考課は監査等委員会の同意のもと行うものとし、独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門から年度内部監査計画及び内部統制評価の基本計画の概要について説明を受け、内部監査結果及び内部統制評価結果について適時報告を受け、意見交換を行っております。
常勤監査等委員は、内部監査部門による監査等の実施状況及び監査結果を適時確認するほか、必要に応じて内部監査に立ち会い、緊密な連携を図っております。
また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要及び監査方針の説明を受け、期末監査、四半期レビュー、内部統制監査の監査結果等について報告を受けるとともに、内部監査部門を交え意見交換や情報共有を行うなど、緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名検討会議	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬検討会議	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役候補者の指名及び取締役の報酬について、独立社外取締役を構成メンバーの過半数とした諮問機関から答申を得ることにより、透明性と公正性を確保しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成しております。業績連動型株式報酬は、取締役報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めるためのインセンティブとしております。

業績連動型株式報酬の算定において基礎となる指標を各事業年度の経常利益とし、役位に応じたポイントに経常利益達成係数を乗じて算出したポイントを毎年定時株主総会開催日に各取締役に付与し、毎年9月に付与ポイント数に相当する当社株式を交付しております。

ストックオプションの付与対象者	社外取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

社内外での知見・経験を活かした助言提供、経営の意思決定、業務遂行の監督等、株主利益の観点から社外取締役に求められる役割について意識を高めることにより、当社の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員でない取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定方針は以下のとおりとなります。

報酬構成
報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成します。ただし、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、社外取締

役に対し業績連動型株式報酬は支給いたしません。

基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経営・管理能力、業績・成果の評価、従業員給与の水準等に応じ決定いたします。社外取締役の基本報酬は、経歴、経験等を総合的に勘案し決定いたします。

賞与

賞与は、業績指標(参考指標)を各事業年度の経常利益とした業績連動報酬として、経常利益の目標値に対する達成状況を参考に各取締役の基本報酬を基礎として決定いたします。

業績連動報酬

業績連動報酬は株式報酬(BBT)とし、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めるためのインセンティブとします。業績指標を各事業年度の経常利益とし、役位に応じたポイントに経常利益達成係数を乗じて算出したポイントを毎年定時株主総会開催日に各取締役(社外取締役を除く。)に付与し、毎年一定の時期に付与ポイント数に相当する当社株式を交付します。

取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の割合

業績及び株価の変動等に応じて変動するため、取締役の報酬等の種類別の割合については、具体的な割合は定めません。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、役位、職責、業績、内部留保の蓄積状況、中期的展望及び会社への貢献度による考課結果等に基づき、独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、その答申を踏まえ取締役会にて決定することにより、客観性、透明性、公正性を確保します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局において、資料の事前配信や事前説明を行っております。

また、独立社外取締役で構成される「独立役員連絡会議」を毎月開催し、意見交換及び情報共有の場としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレートガバナンス体制等は以下のとおりとなります。

取締役会

取締役会は、取締役9名(うち監査等委員である取締役3名)で構成され、監査等委員でない社外取締役は2名、監査等委員である社外取締役は2名となっております。毎月開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか業務に関する重要事項を審議・決定し、取締役の職務執行を監督しております。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と監査等委員である社外取締役2名で構成されております。

常勤監査等委員は、代表取締役との定期ミーティングを開催し意見交換や情報共有を行い、経営会議等の重要な会議に出席し意見を述べ、業務執行取締役や使用人から業務執行状況の聴取を行うほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行状況の適切な監視・検証に努め、その内容を監査等委員会に報告しております。

また、監査等委員会は、内部監査部門が実施する内部監査及び内部統制評価の結果を最大限に活用するほか、会計監査人とも緊密な連携を図り、取締役の職務執行の適法性・妥当性を監査しております。

指名検討会議・報酬検討会議

指名検討会議、報酬検討会議は、独立社外取締役の適切な関与により、取締役会の機能の独立性・客観性を強化し説明責任を果たすための任意の諮問機関として設置しております。

監査等委員でない取締役1名、監査等委員でない独立社外取締役2名で構成され、取締役会に先立ち、取締役候補者及び取締役の個人別報酬について審議し取締役会に答申することにより、透明性と公正性を確保しております。

経営会議

経営会議は、業務執行取締役、常勤監査等委員、執行役員等の各事業ユニットの責任者等で構成され、会社運営上の重要事項である、事業計画の立案及び計画に対する業績の進捗確認、事業運営に係る重要事項の審議、資金収支の状況等、経営に関する重要事項について協議し、必要に応じて対策を検討しております。

会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結しております。

内部監査部門

当社は、社長直轄部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査計画及び内部統制評価計画に基づき監査・評価を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告し、必要に応じて取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図るため、監査等委員会設置会社を選択しております。

社外取締役を中心とする監査等委員会が取締役の職務執行の監査等を行うとともに、各監査等委員が取締役会において議決権を行使することで、取締役会の監督機能が強化され、経営の健全性及び透明性が一層向上すると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送や、ウェブサイトへの早期掲載等、できるだけ早期に株主への情報発信が行えるよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は毎年8月を予定しており、集中日にはあたらなないと考えておりますが、株主の方々に出来るだけ多く参加頂くため、日程と開始時間等につきましては配慮いたします。
電磁的方法による議決権の行使	議決権のインターネット行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知と参考書類の英訳を当社ウェブサイトにて開示しております。
その他	招集通知は、発送前に当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにてIR専用のサイトを構築し、そのサイトに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催し、当社の業績や今後の計画に関する情報等について説明しております。また、要請がある場合は、適宜説明の場を設けております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催し、当社の業績や今後の計画に関する情報等について説明しております。また、要請がある場合は、適宜説明の場を設けております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討をすべき事項として認識しており、説明会の実施につきましては、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて専用のサイトを構築し、そのサイトに適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部にて開示を担当し、その他のIR全般につきましては、経営企画室長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、『より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する』を社是とし、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しております。安全・安心と品質を誠実に追求することにより、あらゆるステークホルダーからの信頼獲得と社会への貢献を目指しております。 役員員に対しては「企業行動規範」を制定し、社会人としての行動規範はもとより、取引業者や地域社会においても、協調性と責任ある行動を求めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、サステナビリティ方針を定めており、当方針のもと、SDGsをはじめとした社会・環境問題に事業を通じて取り組み、持続可能な社会の実現を目指し、環境負荷の低減及びステークホルダーとの連携・協働に努めております。 取り組み内容につきましては、中期経営計画「Innovation2022」または当社ウェブサイトをご参照ください。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令に従い、業務の適正性を確保するための体制の整備について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。

取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議案が充分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。

代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程等に従い業務を執行する。また、代表取締役直轄に内部監査部門を設置し、業務遂行状況の監視体制を図る。内部監査部門は、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手續き及び内容の妥当性等につき定期的に内部監査を実施し、代表取締役および監査等委員会へ結果を報告する。

役職員が職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業行動規則のほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定する。コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、会社内部及び外部に通報窓口を設ける。コンプライアンス・リスク管理委員会は、四半期毎にその構成委員による会議を招集し、コンプライアンス遵守の状況の確認と啓蒙活動をおこなう。

役職員に対して、コンプライアンスガイドラインを配布し、また、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。特に、独占禁止法の遵守については、遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。

役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要に応じて講習を実施する。

反社会的勢力対策規程に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程等に則り作成、保存、管理する。

情報の不正使用及び漏洩の防止のための手順を定め、情報セキュリティ施策を推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。(大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等)

コンプライアンス・リスク管理委員会の運営を司る部門として、総務人事部内にコンプライアンス・リスク管理委員会事務局を設置する。

リスク管理規程に基づき各部門に働き掛けし、各部門において継続的にリスクを監視する。

内部監査部門は、監査等委員会と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。

会社に発生した、または発生する恐れのあるリスクを発見した役職員が直接コンプライアンス・リスク管理委員会に連絡できるリスク情報受入窓口を設ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

取締役会は、当社の全取締役及び使用人が共有する目標とする経営方針、経営戦略及び経営計画等を定め、各本部・部・室・グループ別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役及び執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。

取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、スタッフを配置する。当該使用人の選出は監査等委員会において決定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた具体的な取組み状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動規則」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスガイドライン」、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策規則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務人事部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先・株主・役職員について

反社会的勢力等との取引等を未然に防ぐ仕組みとしては、新規取引先、株主、役職員については当該取引先、人物が、反社会的勢力と関係ないことを確認しております。具体的には、以下の確認を行っております。

1次チェック

・担当者が取引先と接触した際、反社会的勢力との関係がないことの心象が得られていることを確認しております。

2次チェック

・日経テレコンで(インターネット検索)悪評等の記載がないことを確認しております。

3次チェック

- ・2次チェックで確認が得られない場合は、「警察」及び「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ照会し、確認しております。
- ・上記のチェックにおいて、安心な取引先であることの確認が得られない場合は、取引不可としております。
- ・また、取引の開始時の各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記しております。あわせて、役職員の入社時には、反社会的勢力との関わりを持たない旨を「誓約書」に記載しております。

(2) 既存取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、継続的に取引を行う取引先については、一年経過毎に反社会的勢力との関係がないことの確認を実施しております。

(3) 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(4) 外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」へ加盟、外部講習会、セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、総務人事部が反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(e) 研修活動の実施状況

当社は、顧問弁護士等による、役職員に対するコンプライアンス研修を定期的実施する等、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示資料等の管理状況

会社情報に関する適時開示資料等を当社ウェブサイト等に掲載する場合の開示方法及び開示フローについて次のように定めております。

(a) 所管部門

適時開示資料等を開示する所管部門は経理部とし、経営企画室長を責任者としております。

(b) 当社ウェブサイト等への掲載に際しての制限事項

(イ) 適時開示資料等の開示にあたり、公表予定時刻までは、原則として社内サーバー内の公開ディレクトリに資料を保存しないこととしております。

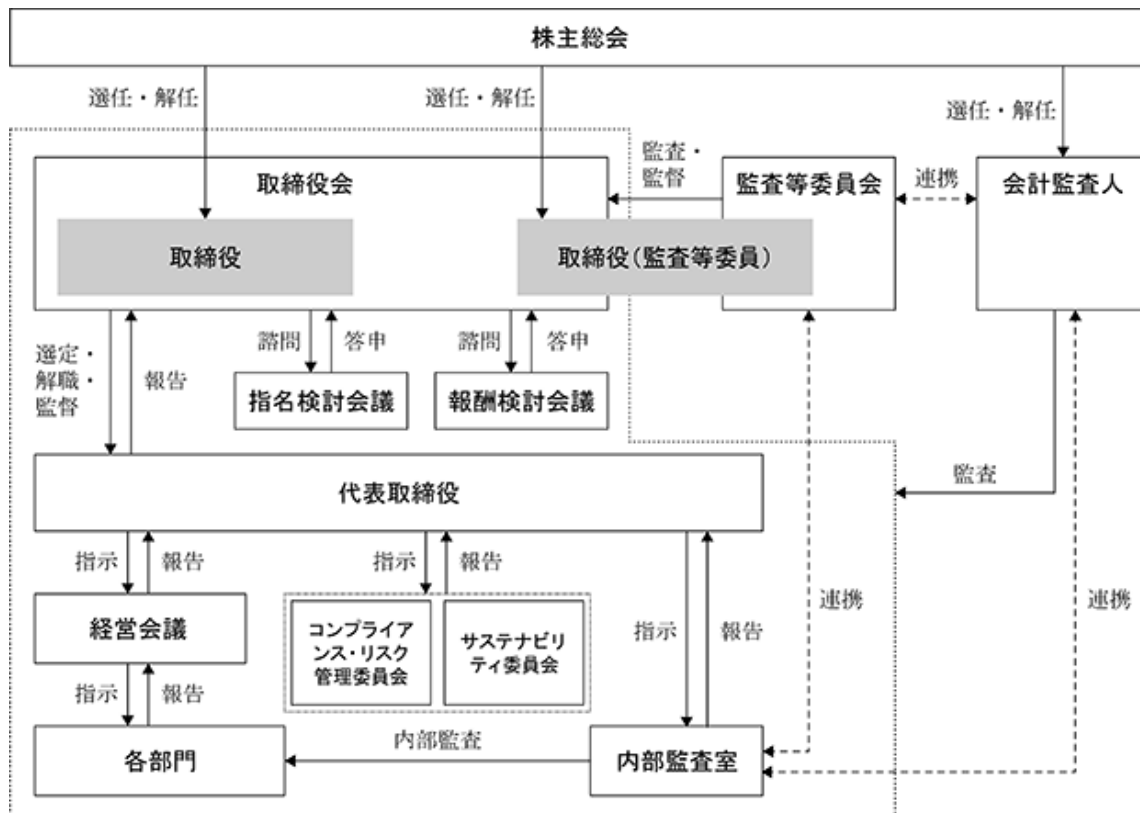
(ロ) 決算短信等の経理部内で共同作業を要する適時開示資料を、公開ディレクトリに一時的に保存する場合は、開示担当役員及び経理部スタッフしかアクセスできないよう、権限設定したフォルダ内に保存しております。

(c) 当社ウェブサイト等への掲載手順に係るフロー

(イ) 当社において、適時開示資料等の開示に際してのセキュリティ体制確保のため、以下の方法及びフローを採用し情報漏洩防止に努めております。

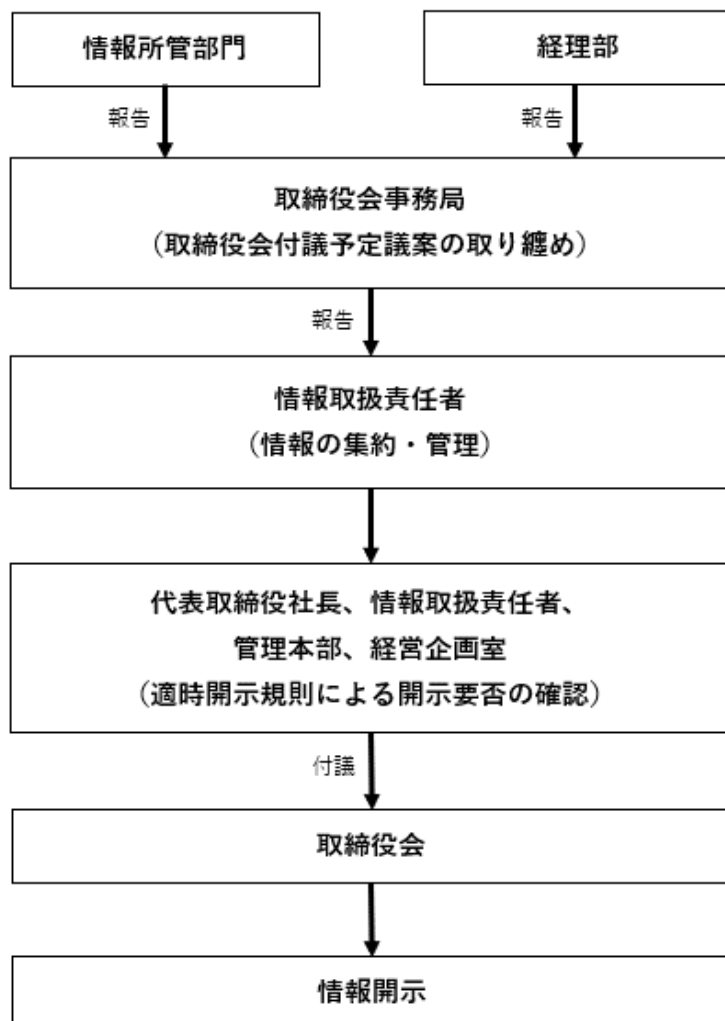
(ロ) 開示担当者は個別のログインIDとパスワードを用いてTDnetにアクセスし、TDnetに適時開示資料等を提出いたします。

(ハ) 当社ウェブサイトのIR情報の掲載は、公表予定時刻より前に外部者が閲覧できないよう、開示担当役員がTDnetを通じて当該情報が開示されたことを確認した後、開示担当者は当社ウェブサイトのIRサイトに内装されているコンテンツマネジメントシステム(CMS)によって当該開示資料等をアップロードいたします。



【適時開示体制図】

< 決定事項・決算に関する情報等 >



【適時開示体制図】

<発生事実に関する情報>

